

令和2年4月20日

岩手県知事  
達増 拓也 様

新型コロナウイルス感染症対策に  
関する提言

岩手県議会災害対策連絡本部  
本部長 岩手県議会議長 関根 敏伸

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

新型コロナウイルスによる感染症は、世界各地に急速に拡大し、多くの感染者や死者が発生している。

令和2年4月16日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたところであり、予断を許さない状況となっている。

また、様々な活動の自粛に伴い、人や物の動きが停滞し、地域経済への影響は深刻なものとなっている。

このため、国内外の流行状況等の把握に努めながら、今後新たに発生する可能性のある危機を想定し、万全の対策を講ずることが必要である。

岩手県議会においても、本日、災害対策連絡本部を設置し、感染症関連の情報収集に努めるとともに、岩手県が実施している感染症対策等に対し、何らかの助力を行いたいと考えているところである。

岩手県においては、迅速かつ的確な対策を講じていただいているところではあるが、事態の収束が未だ見えない中、感染を防止し、県民の生命と財産を守るため、また、県民の声を踏まえ、必要な取組等を次のとおり提言する。

## 1 情報提供・共有

- (1) 岩手県における感染防止の取組について、あらゆる手段を用いて県民に啓発するとともに、県外にも積極的に発信すること。また、SNSなどによるいわゆるフェイク情報について、十分な注意喚起を県民に対して行うこと。
- (2) 感染者や濃厚接触者が確認された場合などには、必要な情報を関係市町村と共有し、協力関係を築いて感染のまん延防止に努めること。
- (3) 知事は中小・小規模事業者等に対し「中長期の視点で経済と雇用、暮らしを維持していく」旨のメッセージをより一層強力に発信し、県民の不安の払しょくに努めること。

## 2 感染症予防対策・医療体制構築

- (1) 帰国者・接触者外来の受診基準が高く、一般病院・診療所の外来に感染者が紛れ込む可能性があることから、受診基準及びPCR検査の基準を見直し、医師が必要と認めた場合は、速やかに検査できるようにするとともに、二次医療圏ごとに発熱者外来（ドライブスルーを含む）を設置し、感染のまん延防止に万全を期すこと。
- (2) PCR検査に必要な人員や検査機器の確保など、検査体制を強化するとともに、大学や民間検査機関等との協力のもと、早急な検査体制の拡充を図るとともに、簡易キットの開発・導入を促進すること。
- (3) 県内への新型コロナウイルス流入防止のため、水際対策を強化すること。
- (4) 医療関係者やその家族の安全の確保に十分に配慮すること。
- (5) 感染者やその家族、医療機関等が不当に差別的な扱いを受けることのないよう関係機関と連携し対応すること。

- (6) 今後発生し得る感染拡大規模を想定し、入院病床・I C U病床等の準備を進めるなど、医療機関の役割分担を行い、連携体制の構築を図ること。
- (7) 県内唯一の特定機能病院である岩手医科大学附属病院をはじめ地域の基幹病院内で感染拡大が起きると本県医療の崩壊につながることから、隔離病室を確保するなど感染管理体制の構築に万全を期すこと。
- (8) 全国的に病院や高齢者施設でのクラスター感染が散見され、高齢者や障がい者等は重症化しやすい傾向にあるため、施設内感染対策について細心の注意を払い、サーベイランス・情報収集を行うとともに、施設に対して徹底した指導を行うこと。
- (9) 入院治療が必要ない軽症者等に対し、遠隔で健康状態が把握できるよう、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。
- (10) 無症状者・軽症者の経過観察を自宅で行う場合、家族内感染の恐れが極めて高いほか、独居老人の自宅待機は極めて困難であることから、民間も含めた宿泊施設の確保について早急に検討すること。また、受け入れを行う際は、市町村や関係機関と連携し保健師、看護師等を配置すること。
- (11) 国との連携によりクラスター対策の専門人材を確保し、必要な地域に派遣可能な広域応援体制（医療版TEC-Force）を構築すること。
- (12) 感染防護に必要な資材や人工呼吸器・人工心肺装置等の医療機器を確保すること。
- (13) 新型コロナウイルスに対する地域医療提供体制の構築にあたっては、医師会や歯科医師会、薬剤師会と事前に調整し、万全の対策を講ずること。

- (14) 介護施設や障がい者福祉施設、教育・保育施設、バスやタクシーの交通事業者等を中心にすべての県民にマスク、消毒液などの感染防止に必要な資材が確実に調達されるよう感染防止対策に万全を期すこと。また、関係機関、事業者等とも連携し、災害時などを含めた備蓄体制を強化すること。
- (15) 帰国者・接触者相談センターを担う保健所の機能強化を早期に行うこと。  
また、保健所や保健医療分野の職員を増員する等、職員体制の強化を図ること。

### 3 経済・雇用対策

- (1) 雇用調整助成金の特例措置等の活用を速やかに進められるよう申請書類の簡便化について国に働きかけるとともに、市町村と連携し更なる雇用支援対策の充実強化を図ること。
- (2) 地域経済への影響を最小限に留めるため、資金繰りや所得補償等、雇用の維持と事業の継続に向け、東日本大震災津波の復興支援対策に準じた総合的な施策を講ずるとともに、国に働きかけること。
- (3) 中小・小規模事業者やフリーランスを含む個人事業主の事業継続支援を図るため、国の持続化給付金（仮称）について要件を緩和するよう国に働きかけるとともに、県独自の加算給付金を創設し地域経済を支える対策を強化すること。
- (4) 中小・小規模事業者等の負担を軽減し、感染症収束後の積極的な事業展開を促すため、一定の期間、法人税や自動車税等の各種税金や年金、保険料の減免または支払猶予措置を講ずるなどの支援策を検討するとともに、国に働きかけること。
- (5) 営業の縮小や休業を余儀なくされた事業者に対し、家賃などの経費に対する新たな支援策を講ずるよう国に働きかけるとともに、県としての支援を行うこと。

- (6) 需要の高いマスクなどの資材や医療機器の製造について、参入を希望する地元企業に対する支援を充実させること。
- (7) 中小・小規模事業者の経営危機は地域経済に極めて深刻な影響を与えることから、早急に実質無利子・無担保の融資が受けられる制度の創設や信用保証制度枠の拡充など、県としても手厚い措置を講ずること。  
また、手続きの簡素化と与信基準の特例等の要件の緩和により実効的な活用を講ずるとともに、倒産防止対策を強化すること。
- (8) 東日本大震災津波や平成28年台風第10号等、復興に係る既往貸付金について、感染症が収束し売り上げの回復が見込めるまでの間、返済猶予や金利の減免など特別措置を講ずること。
- (9) 事業者の事業継続のため、テレワークの導入を支援する施策を講ずること。
- (10) 各種申請手続きなどについては、市町村や関係機関のマンパワー不足が懸念されることから、県としての支援体制を強化すること。  
また、経営指導員の増員や総合的かつワンストップの相談窓口の設置など、相談体制の強化を図ること。
- (11) 売上げの落ち込みが大きい観光や飲食関連産業等を念頭に、将来の売上げを前倒しする視点での旅行券・商品券・食事券の発行や販売の支援、テイクアウトなどに取り組む事業者への支援等、地域内の経済循環が図られる経済対策を市町村と連携して講ずること。
- (12) 合同就職説明会や人材確保関連のイベント中止が相次いだことから、事業者の採用計画に影響が出ないように新卒採用支援を一層強化すること。
- (13) 外国人技能実習生の受入れに支障が生じており、労働力不足から生産販売の減少が生じないように、作業員や作業ボランティアの受け入れなど代替者の確保支援策を講ずること。

- (14) 外国人技能実習生が、感染症対策により技能検定試験が延期された場合、帰国せざるを得なくなる等の不利益が生じないように措置を講ずること。
- (15) 生活支援臨時給付金について、要件緩和を行い、審査を柔軟かつ迅速に実施し、速やかに支給するよう国に働きかけること。
- (16) 失業者や生活困窮者への生活支援対策として、失業給付金支払い条件の一時的緩和（求職活動免除、保険加入期間の制限撤廃）や緊急小口貸付の対象者への現金給付を事態が収束するまで毎月継続すること。
- (17) 申請型の給付では社会的弱者を含め真に助けを必要とする方々に支援の手が及ばない可能性があるため、行政から手を差し伸べられるプッシュ型の給付金制度を行うこと。特に妊産婦、ひとり親家庭、医療的ケアを必要とする家族のいる世帯に感染予防、罹患後対応、経済的支援の観点から特段の配慮を行うこと。
- (18) 取引価格や需要が急落している県内の農林水産物等について、全県をあげた大胆な消費拡大対策や、当面の資金繰り対策等の経営支援等多面的な措置を講ずること。
- (19) 中国産原料の農業資材や農薬散布用マスク、消毒液等の入手の目途が立たない状況にあることから、輸入品（肥料原料、農薬、飼料、花粉など）の確保や安定供給体制の構築に向けた支援策を講ずること。
- (20) 木材供給量の減少による素材生産事業の減退や木材価格の下落がはじまっていることから、原木価格の安定化（差額保障や遠距離納材の運賃助成）や林業事業体の資金繰り対策を講ずること。
- (21) 景気の悪化により民間発注の急減が予想されることから、国土強靱化や交通ネットワーク整備等、公共事業費の増額により一定程度の建設事業量を確保すること。

- (22) 建設資材の調達難や感染者が現場から発生した場合、標準契約約款に基づく不可抗力として工期延長を認めるとともに、この場合の費用増を補填するなど、受注者の立場を尊重し適切に対応すること。

#### 4 教育

- (1) 学校の設置者が休業や再開等を適切に判断できるよう、科学的知見を踏まえた具体的な基準を提示すること。
- (2) 学校行事等の開催にあたり、密閉・密集・密接の3条件を避けることに加え、地域の感染状況等に応じた開催の判断基準(ガイドライン)を提示すること。
- (3) 児童生徒の不安の解消や心のケアのため、スクールカウンセラーなど専門家の配置等に必要な措置に要する費用負担を行うこと。
- (4) 児童生徒等の定期健康診断が適切かつ確実に実施されるよう、市町村教育委員会と緊密に連携を取りながら、柔軟な対応を行うこと。

#### 5 福祉施設への対応

- (1) 介護サービス事業所等に休業を要請する際は、市町村や関係事業所等と連携し、訪問サービス等の適切な代替サービスを確保すること。
- (2) 高齢者や障がい者福祉施設、保育所等の事業継続に向けて、人員確保のための支援や人員基準等の柔軟な取扱いなどの対策を講ずること。

#### 6 被災地支援

東日本大震災津波からの復興を目指す地域にあっては、その後の台風災害なども重なり、厳しい環境にあることから特段の支援を講ずること。

## 7 その他

- (1) 新型コロナウイルス特例臨時交付金について、早急に地方財源として活用できるよう国に働きかけること。
- (2) 感染への不安や経済的な先行きの不安から、心の不調やDV・虐待等が起きないように、県民のメンタルヘルスに配慮した総合的な施策を行うこと。